

# 三条市安全・安心な まちづくり推進計画

平成 25 年 12 月

三 条 市

## 目 次

第1章	計画の基礎事項	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	1
第3節	計画期間	1
第4節	計画の見直し	1
第2章	犯罪の状況	2
第1節	刑法犯発生状況	2
	(1) 刑法犯認知件数	
	(2) 新潟県市町村別犯罪率	
第2節	罪種別状況	3
	(1) 凶悪犯(殺人、強盗、放火、強姦)の発生状況	
	(2) 粗暴犯(暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合)の発生状況	
	(3) 知能犯(詐欺、横領、偽造、その他)の発生状況	
	(4) 風俗犯(賭博、わいせつ)の発生状況	
	(5) 窃盗犯の発生状況	
	(6) 少年補導状況	
第3節	身近なところで起こる犯罪の状況	7
	(1) 侵入盗の発生状況及び手口内訳	
	(2) 非侵入盗の発生状況及び手口内訳	
	(3) 乗物盗の発生状況及び手口内訳	
	(4) 施錠の状況	
第4節	特殊詐欺発生状況	11
	(1) 振り込め詐欺	
	(2) 振り込め詐欺以外	
	(3) 特殊詐欺の発生状況	
第5節	子ども等の安全	13
	(1) 子ども・女性等に対する不審行為	
	(2) 三条市安全・安心情報メール運用状況	
第3章	計画の基本的方向	15
第1節	基本目標	15
第2節	数値目標	15
第3節	施策の体系(基本的方向)	16
第4章	具体的な事業	17
第1節	意識づくり	17
	(1) 広報啓発活動	
	(2) 情報発信	
	(3) 教室・教育の充実	
第2節	地域づくり	21

(1) 自主活動の促進	
(2) 防犯力の向上	
(3) 高齢者・子ども等の安全確保	
第3節 環境づくり	25
(1) 学校・通学路等における安全確保	
(2) 道路・公園等における安全確保	
(3) 住宅の防犯性向上と相談体制の整備	
第5章 計画の推進体制	29
参考資料	
1 三条市安全・安心なまちづくり条例	32
2 三条市安全・安心なまちづくり推進計画検討委員会設置要領	35

# 第1章 計画の基礎事項

## 第1節 計画策定の趣旨

近年、刑法犯認知件数は減少しているものの、依然として市民の日常生活に関わる犯罪被害が発生しています。

このような状況において、自らの安全は自ら守るという意識の高揚、お互いが支え合う地域社会の形成、警察等との連携体制の強化を基本として、市民の安全確保と安全に安心して暮らせる三条市の実現に向けた取組が必要不可欠です。

市は、「三条市安全・安心なまちづくり条例」（三条市条例第4号。以下「条例」という。）を制定し、平成25年4月1日から施行しました。

三条市安全・安心なまちづくり推進計画（以下「計画」という。）は、条例に基づき、安全・安心な三条市の実現のための各種取組を具体的に定め、推進していくために策定するものです。

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、条例第9条に規定する推進計画であり、施策の方向性を定め、「安全・安心なまちづくり」に必要な取組について整理、体系化したものです。

## 第3節 計画期間

本計画は、平成25年12月から平成30年3月までを計画期間とします。以降、次期計画の期間については、5年間とします。

## 第4節 計画の見直し

本計画は、上記計画期間の終了に合わせて見直しを行い、次期計画を策定することとします。

また、上記によらない場合も、社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

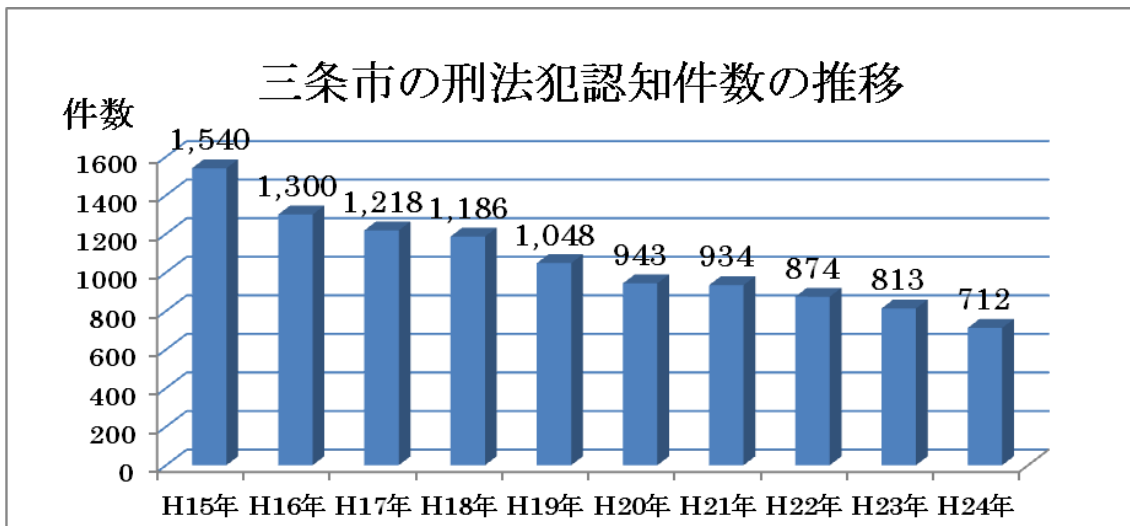
## 第2章 犯罪の状況

### 第1節 刑法犯発生状況

#### (1) 刑法犯認知件数

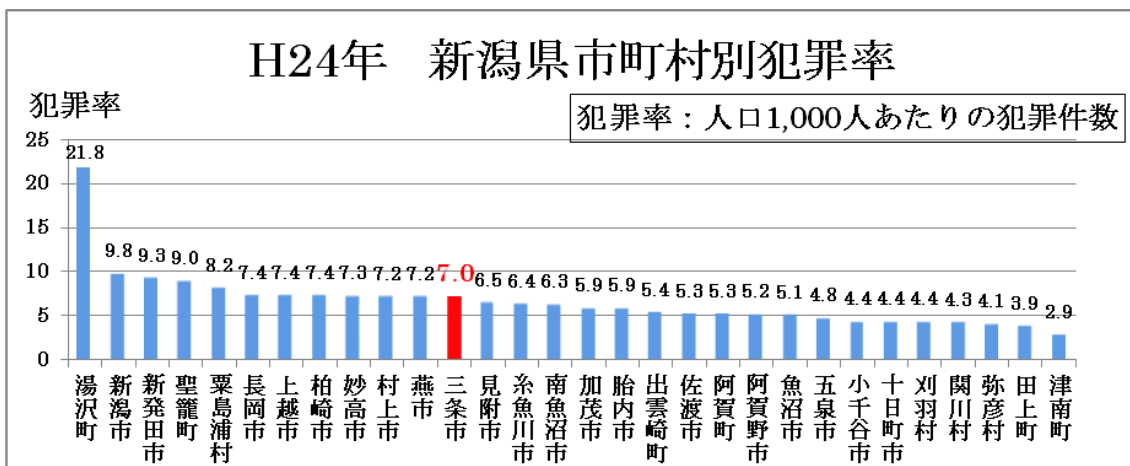
本市における刑法犯認知件数※1を過去10年で見ると、平成15年の1,540件から年々減少しており、件数にして828件、減少率では約54%減少しました。

※1 刑法犯認知件数 「刑法」(暴力行為等処罰ニ関スル法律など一部の法律を含む)に規定する犯罪(交通事故に係る業務上過失致死傷等除く)で、警察において発生を認知した件数



#### (2) 新潟県市町村別犯罪率

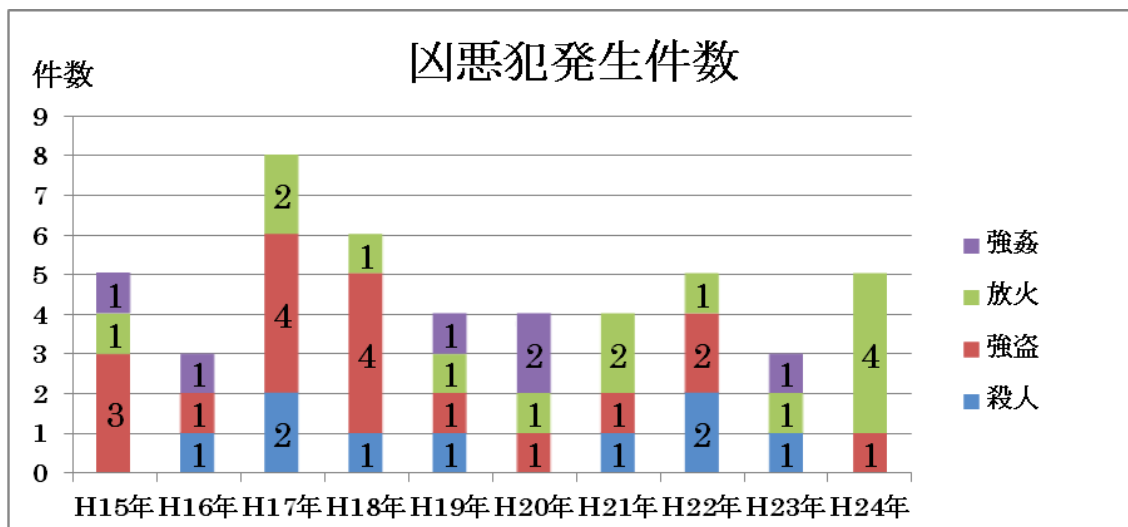
平成24年における三条市の犯罪率(人口1,000人あたりの犯罪発生件数)は7.0となっており、新潟県内30市町村中12番目となっています。



## 第2節 罪種別状況

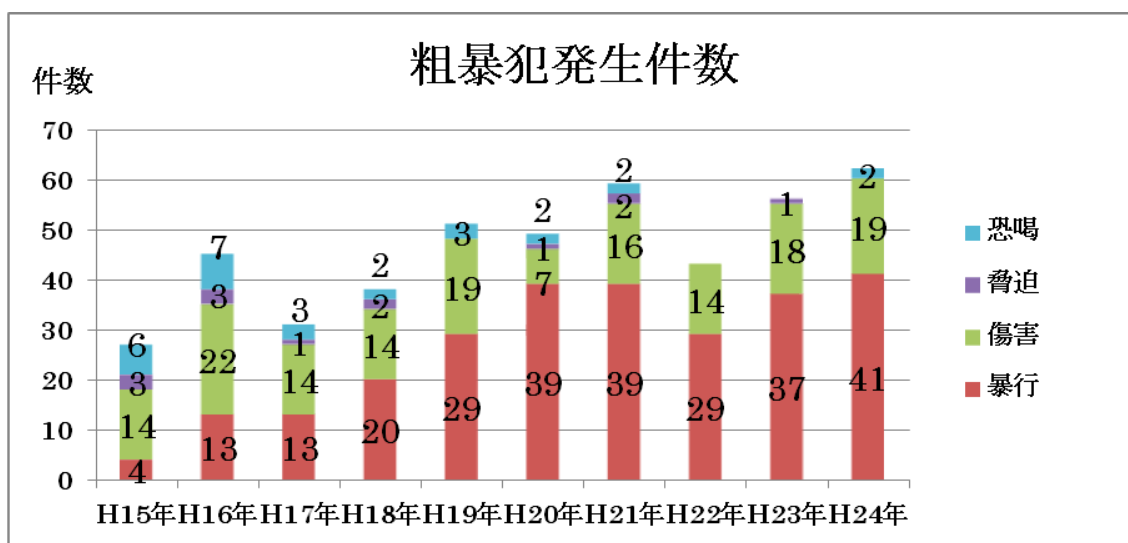
### (1) 凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）の発生状況

本市における凶悪犯の発生状況を過去10年で見ると、年によって多少の増減があるものの、概ね5件前後で推移しています。また、過去10年間のうち7年、数にして9件の殺人事件が発生しています。



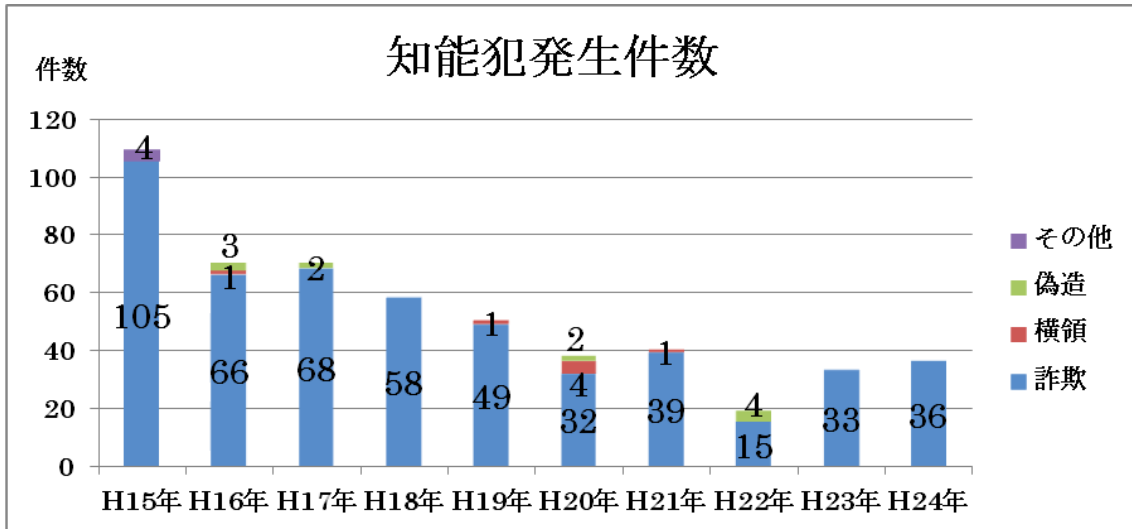
### (2) 粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合）の発生状況

本市における粗暴犯の発生状況を過去10年で見ると、年によって減少に転じることがあるものの、概ね増加傾向となっています。平成24年の発生件数は62件で、平成15年の27件から10年間で2倍以上に増加しており、暴行犯については、約10倍にも増加しています。



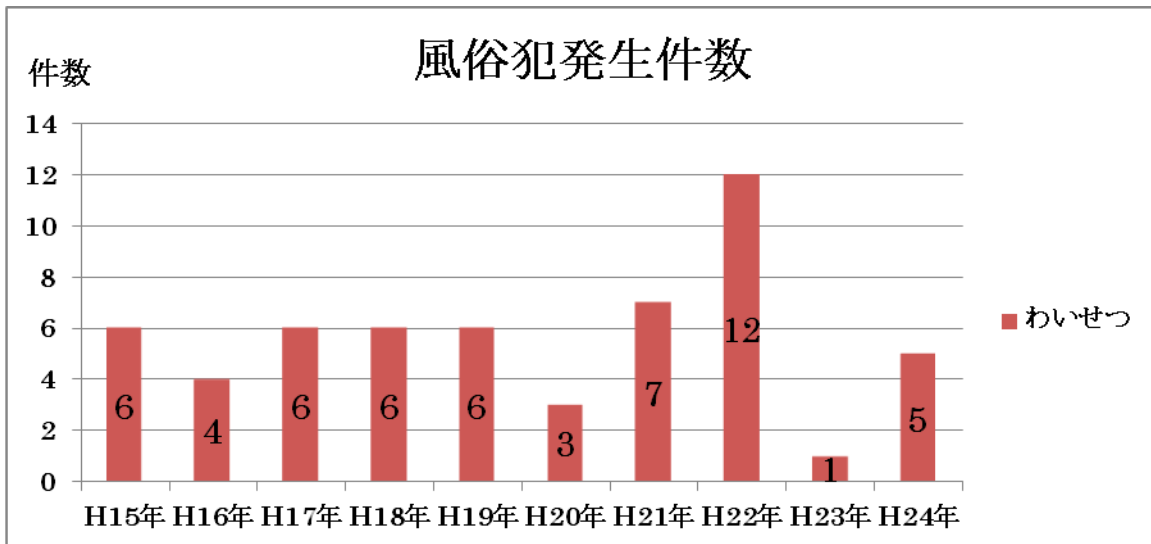
(3) 知能犯（詐欺、横領、偽造、その他）の発生状況

本市における知能犯の発生状況を過去 10 年で見ると、平成 15 年の 109 件から年々減少していましたが、平成 22 年を境に再び増加に転じています。



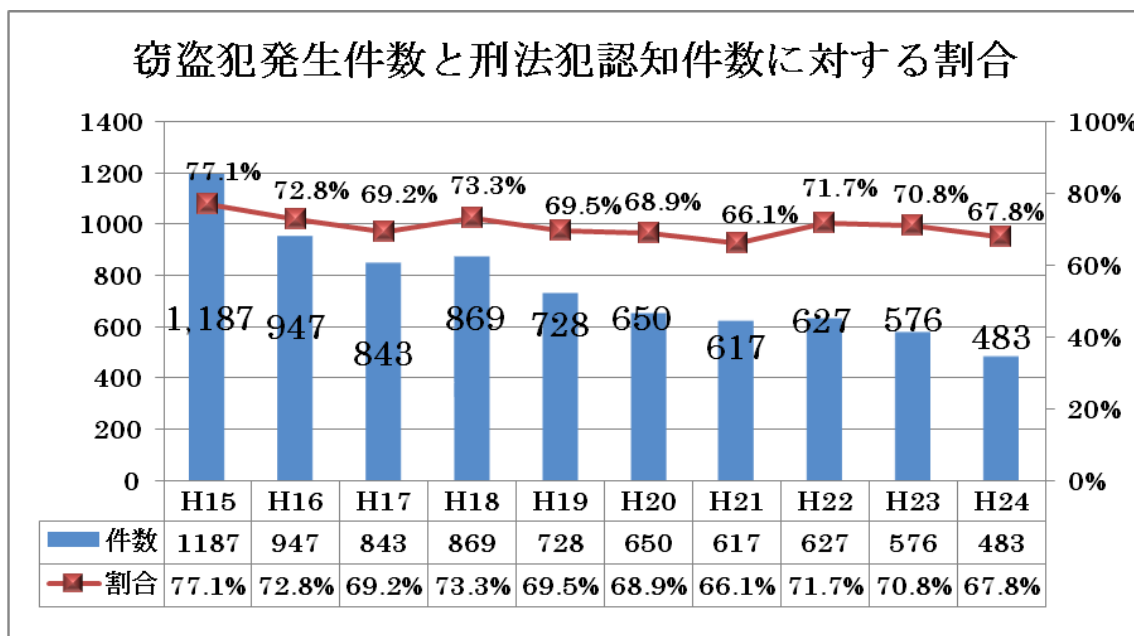
(4) 風俗犯（賭博、わいせつ）の発生状況

本市における風俗犯の発生状況を過去 10 年で見ると、平成 15 年から 19 年まで横ばいで推移しており、その後は平成 22 年に 12 件に増加する一方、翌 23 年は 1 件に減少したりと増減を繰り返しています。



(5) 窃盗犯の発生状況

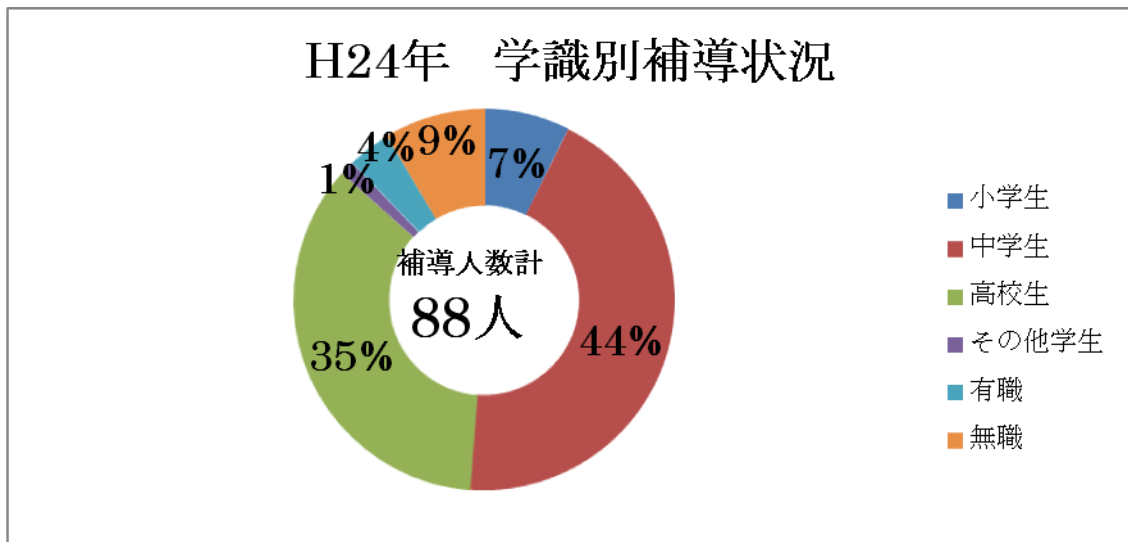
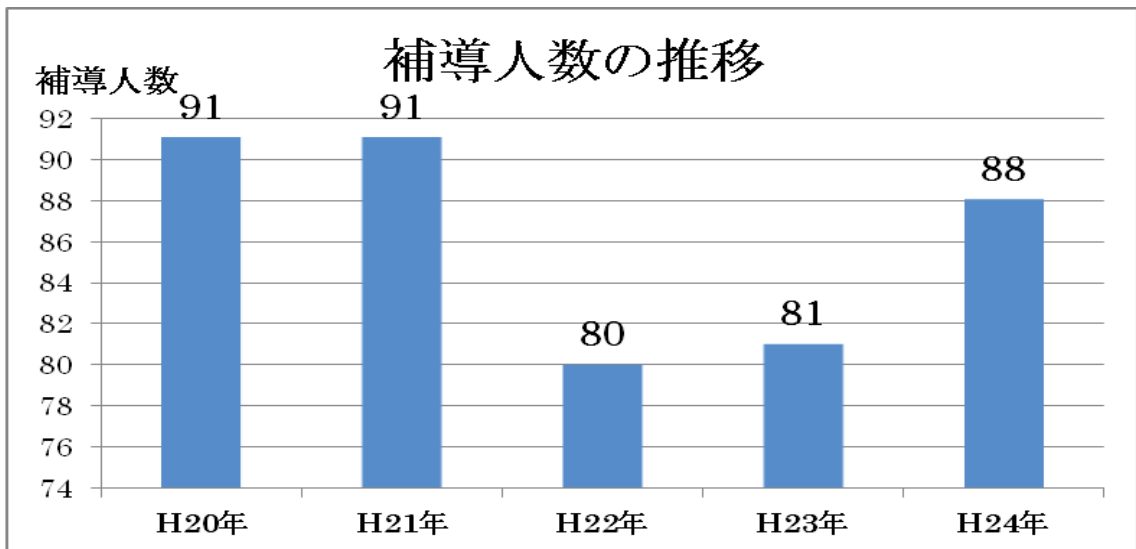
本市における窃盗犯の発生状況を過去10年で見ると、平成15年の1,187件から年々減少し、平成24年には対平成15年比約60%減の483件にまで減少しています。また、窃盗犯は刑法犯認知件数の約7割を占めています。





(6) 少年補導状況

本市における少年補導状況は、平成22年に前年比で約12%減少しましたが、23年、24年と増加が続いています。学識別の補導内訳については中学生が44%と最も高く、次いで高校生が35%となっています。また、小学生も7%含まれています。

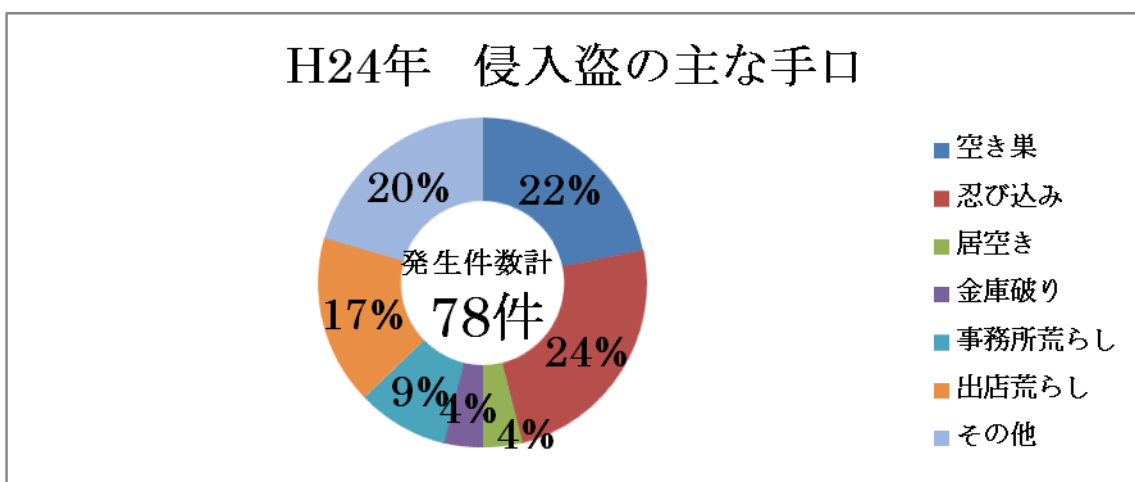
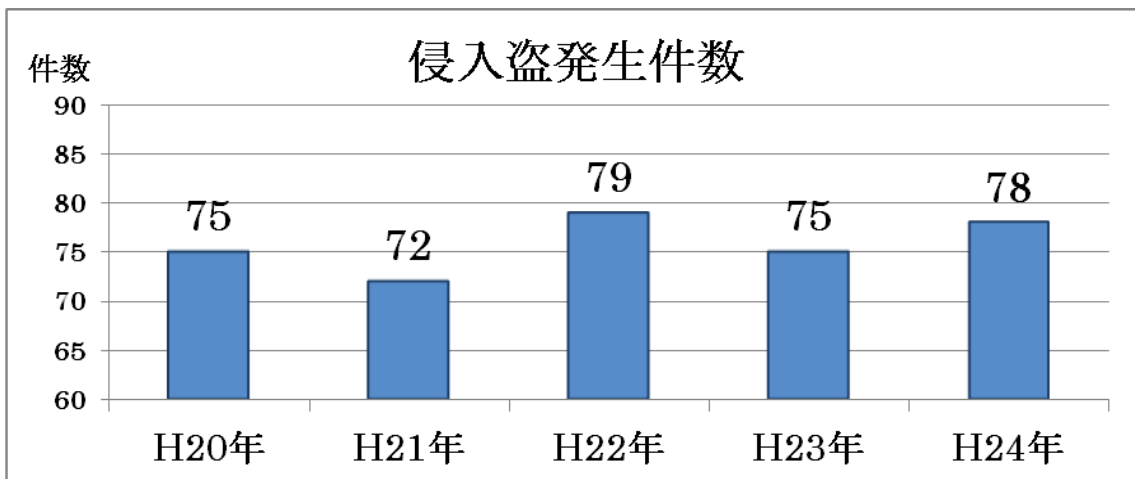


### 第3節 身近なところで起こる犯罪の状況

本市における刑法犯認知件数のうち、約7割を窃盗犯が占めています。窃盗犯は市民にとって最も身近で被害に遭いやすい犯罪であるといえます。窃盗犯は大きく分けて、空き巣や忍び込みなどの侵入盗、置引きや車上ねらいなどの非侵入盗、自転車盗や自動車盗などの乗物盗の三つに分けることができます。

#### (1) 侵入盗の発生状況及び手口内訳

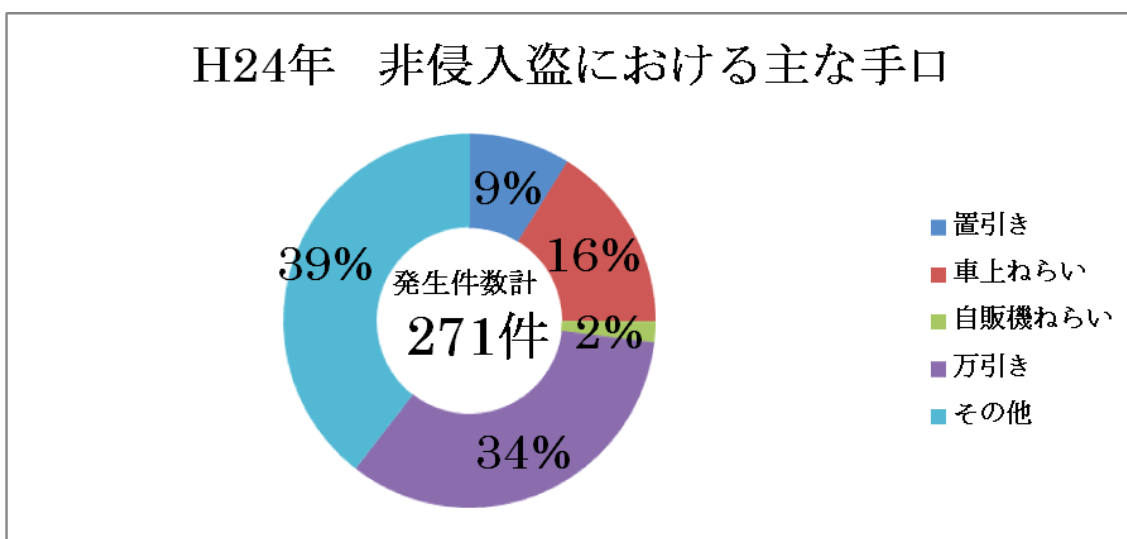
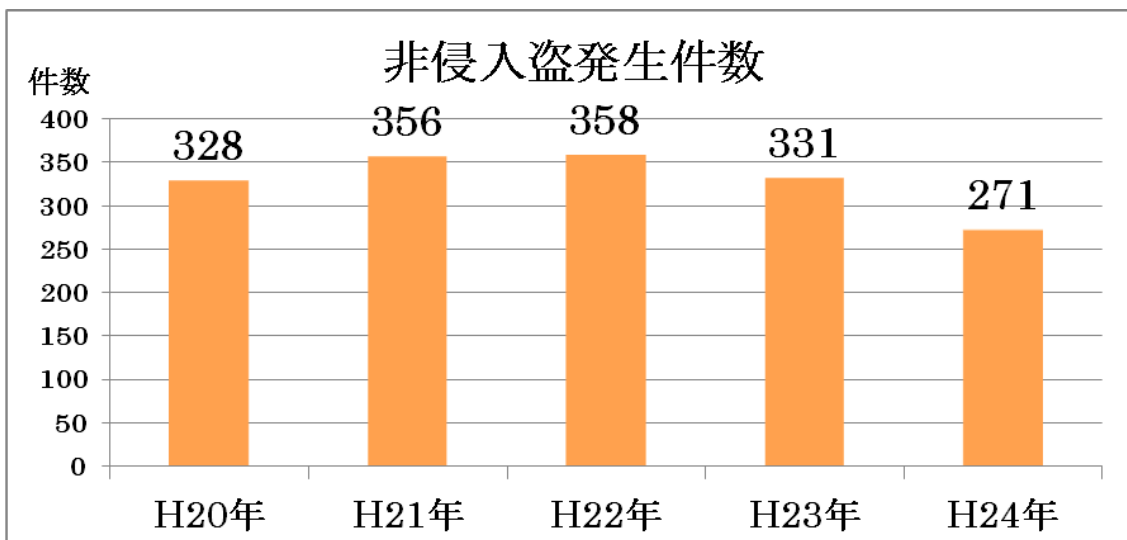
過去5年の侵入盗発生状況は、75件前後で増減を繰り返しており、減少には至っていません。手口の内訳を見てみると、空き巣、忍び込み等の、住宅を対象とした犯罪、事務所荒らし、出店荒らし等の非住宅対象の犯罪が同程度の割合で発生しています。



- ・忍び込み： 家人が就寝中、住宅に侵入して盗みを行うもの
- ・居空き： 家人が在宅中、隙を見て侵入して盗みを行うもの
- ・出店荒らし： 休日または夜間に無人になる店舗に侵入して盗みを行うもの

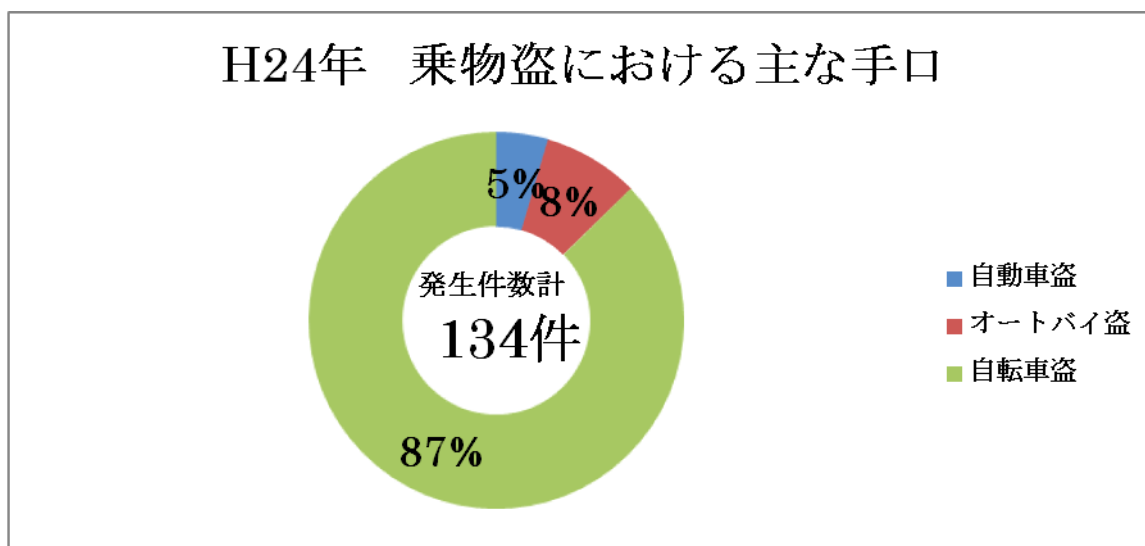
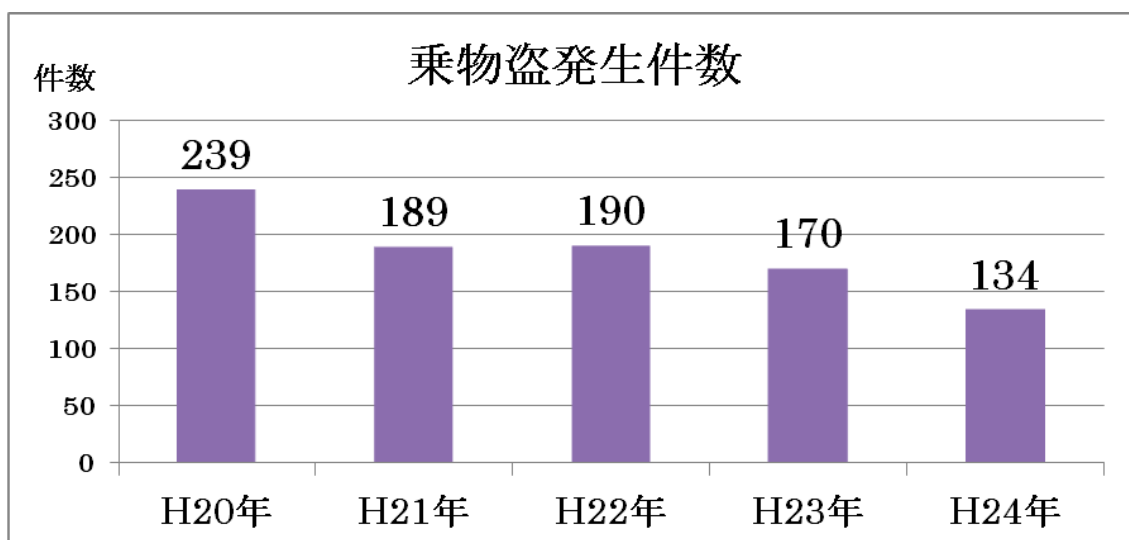
## (2) 非侵入盗の発生状況及び手口内訳

過去5年の非侵入盗発生状況は、平成22年までは増加傾向でしたが、その後減少に転じ、平成24年は前年比18%の減少を記録しました。手口の内訳を見ると万引きが34%を占め、次いで車上ねらいが16%となっています。



### (3) 乗物盗の発生状況及び手口内訳

過去5年の乗物盗発生状況は、平成22年に前年比1件増を記録したものの、それ以外の年では減少しており、平成24年と平成20年を比較すると約44%減少しました。手口の内訳を見てみると、約9割を自転車盗が占めていますが、自動車盗、オートバイ盗も発生しています。



#### (4) 施錠の状況

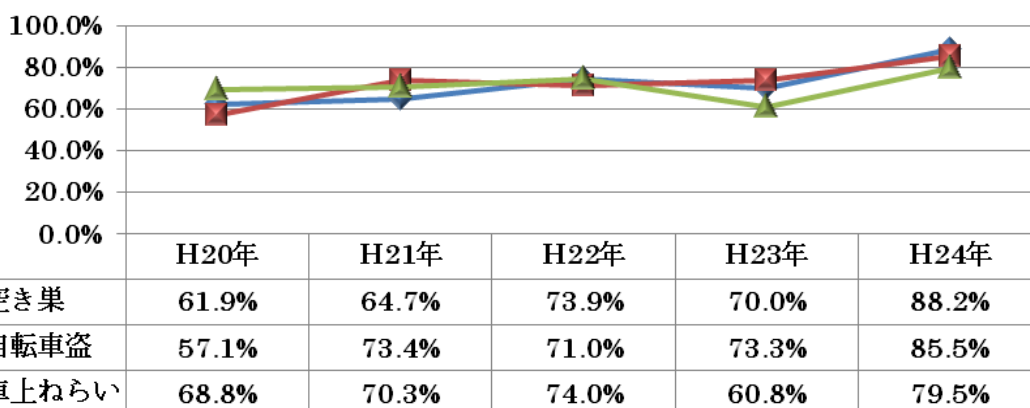
窃盗被害が発生する原因の一つに乗物、住宅等の無施錠があります。新潟県は全国と比較して無施錠による窃盗被害の割合が高いことが特徴です。この傾向は本市においても同様で、無施錠による窃盗被害の割合は全国よりも高く、さらに、新潟県よりも高い項目が複数あります。また、主な項目として空き巣、自転車盗、車上ねらいについて過去5年を見てみると、概ね増加傾向にあるのが現状です。

### H24年 侵入盗、乗物盗及び非侵入盗の種別無施錠率

	侵入盗			乗物盗			非侵入盗
	空き巣	居空き	忍び込み	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい
全国	44.0 %	77.8 %	88.1 %	26.0 %	24.5 %	57.9 %	41.1 %
新潟県	71.2 %	88.7 %	95.3 %	75.4 %	63.5 %	55.6 %	64.2 %
三条市	88.2 %	100 %	89.5 %	66.7 %	75.0 %	85.5 %	79.5 %

※ 新潟県の数値はH20年のもの

### 三条市における主な窃盗被害の無施錠率



---

---

## 第4節 特殊詐欺発生状況

---

---

特殊詐欺は年々手口が多様化してきており、近年では金銭授受の方法として被害者に振り込ませるだけでなく、代理人を装い、金銭を直接受け取る手口も発生しています。

特殊詐欺は大きく分けて振り込め詐欺と、類似するそれ以外の詐欺に分けることができます。

### (1) 振り込め詐欺

#### ①オレオレ詐欺

親族、警察官等を装い、事件や事故に対する示談金などを名目に現金を口座に振り込ませる手口。

#### ②架空請求詐欺

不特定多数の人に電子メールやはがきで、有料サイトの利用料金の未払いがあるなどと架空の請求を送付し、現金を口座に振り込ませる手口。

#### ③融資保証金詐欺

実際には融資しないにも関わらず、融資を申し込んできた者に対し保証金等を名目に現金を口座に振り込ませる手口。

#### ④還付金等詐欺

税務署や役所の職員を騙り、還付金手続きを指示して現金を口座に振り込ませる手口。

### (2) 振り込め詐欺以外

#### ①金融商品等取引名目詐欺

実際には価値がない有価証券等について虚偽の情報を提供し、購入申込者から現金をだまし取る手口。

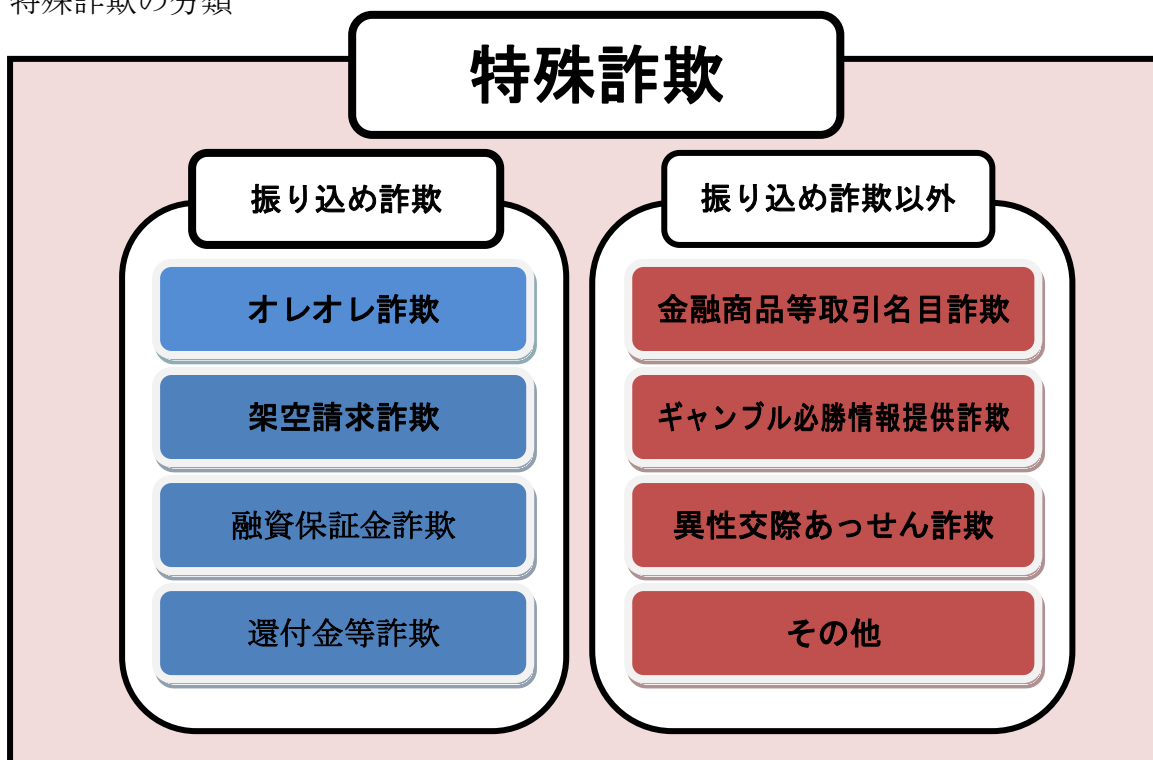
#### ②ギャンブル必勝情報提供詐欺

虚偽のパチンコ攻略法等の情報を提供し、会員申込者に対し、会員登録料、情報提供料等の名目で現金をだまし取る手口。

③異性交際あっせん詐欺

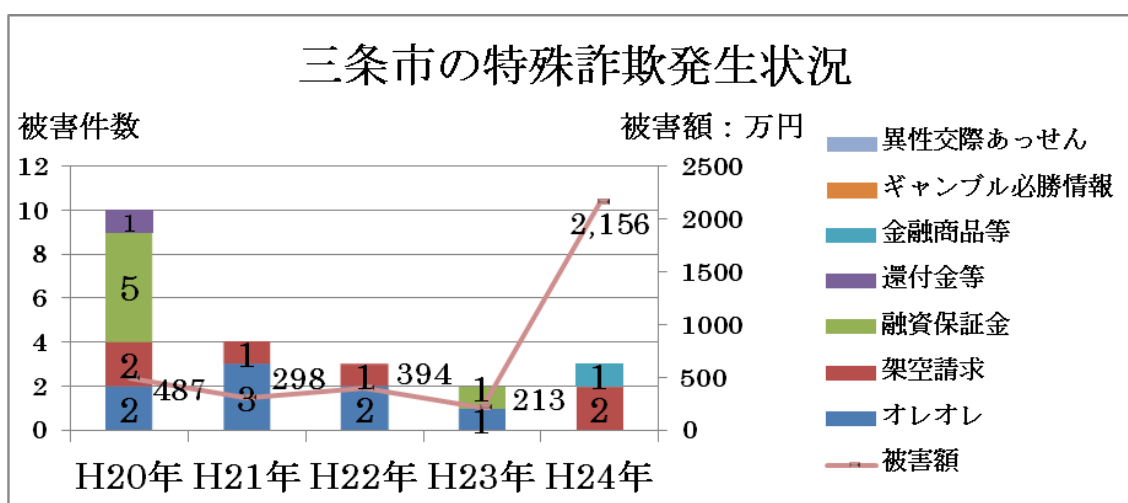
異性の紹介を求めてきた者に対し、虚偽の情報を提供したり、一度だけ会  
わせた後、会員登録料、情報提供料等の名目で現金をだまし取る手口。

特殊詐欺の分類



(3) 特殊詐欺の発生状況

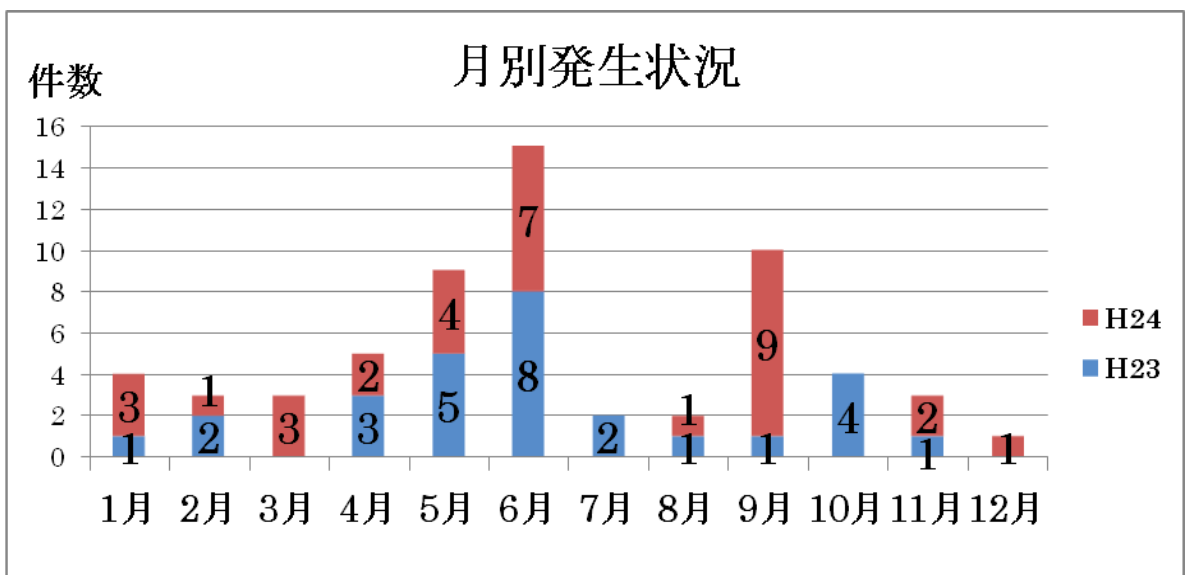
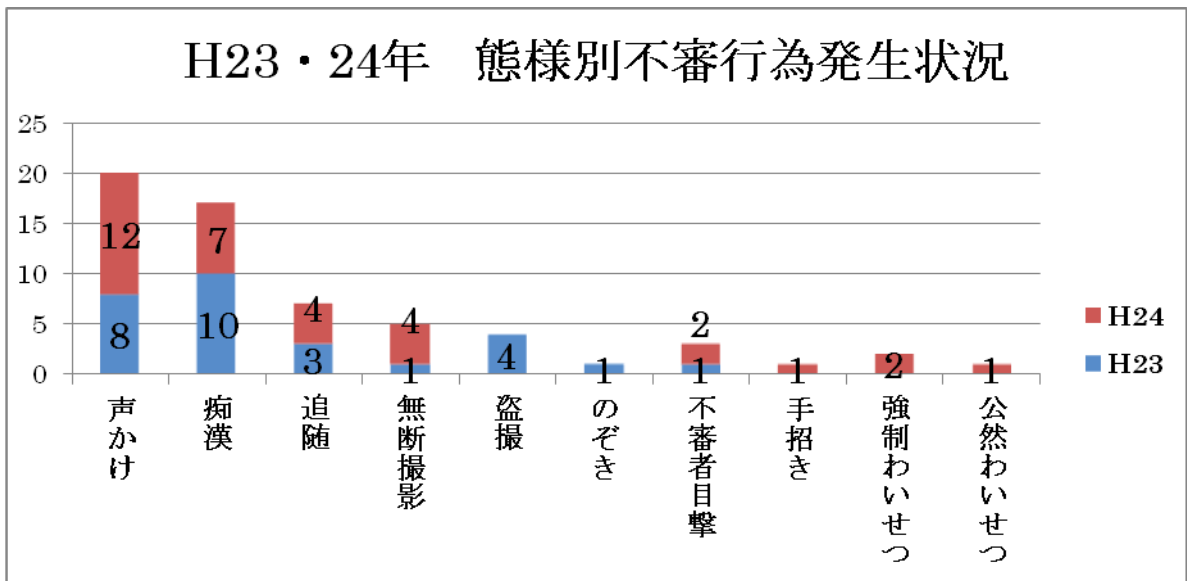
本市における過去5年の特殊詐欺発生状況を見てみると、被害件数、被害額  
ともに平成23年まで減少傾向でしたが、翌24年は被害件数が1件増加、被害  
額は約2,000万円の大幅増加を記録しました。



## 第5節 子ども等の安全

### (1) 子ども・女性等に対する不審行為

平成23年・24年に三条市で発生した不審行為を見てみると、態様別では声かけ、痴漢行為の発生が多く、月別では5月、6月の発生が多い傾向にあります。また、平成24年は9月に9件の不審行為が発生しました。





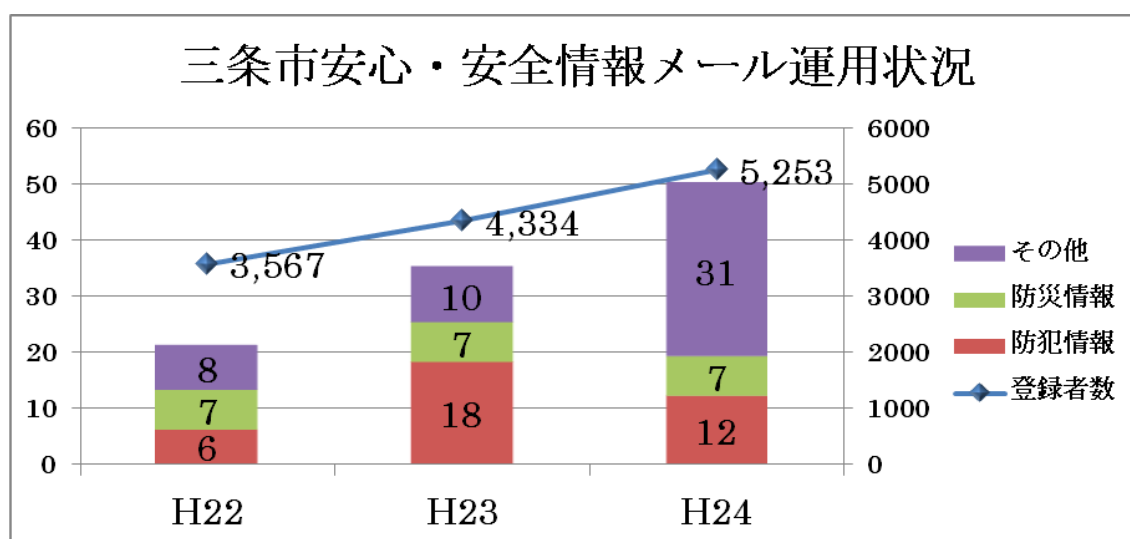
## (2) 三条市安心・安全情報メール運用状況

本市では、防犯情報、防災情報等を市民に対して迅速に提供し、地域の安全を守るため「三条市安心・安全情報メール」を導入し、運用しています。登録者数は年々増加しており、平成24年12月現在5,253名の方から利用いただいています。

防犯情報：特殊詐欺前兆電話、不審者情報等に対する情報提供、注意喚起

防災情報：災害時避難情報等

その他：熱中症注意喚起、気象情報等



## 第3章 計画の基本的方向

### 第1節 基本目標

安全で安心して暮らすことができる社会を築くため、市、市民、自治会、事業者等がそれぞれの役割を認識し、互いに連携していくことが重要です。

また、通勤、通学など三条市で活動をする人々も含めて、安全で安心して過ごすことができる環境を作る必要があります。

そこで、本計画において、基本目標を次のとおり定めることとします。

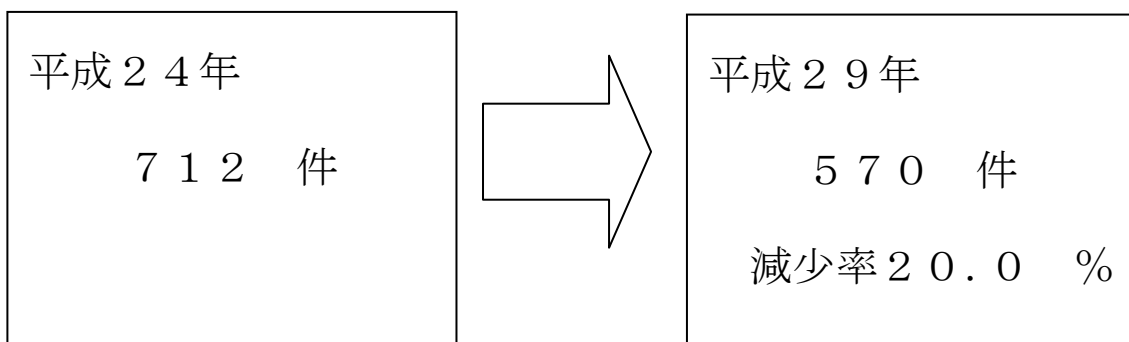
基本目標

「安全・安心な三条市の実現」

### 第2節 数値目標

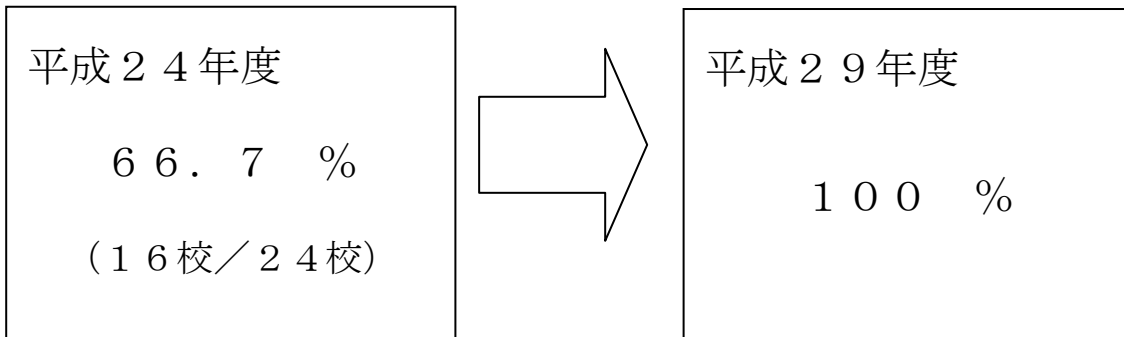
上記の基本目標を達成するために、次の指標を数値目標として設定します。

#### 1 刑法犯認知件数



(参考) 新潟県警察「安全・安心にいがた」推進計画  
(平成22年～平成24年の目標減少率5.4%)

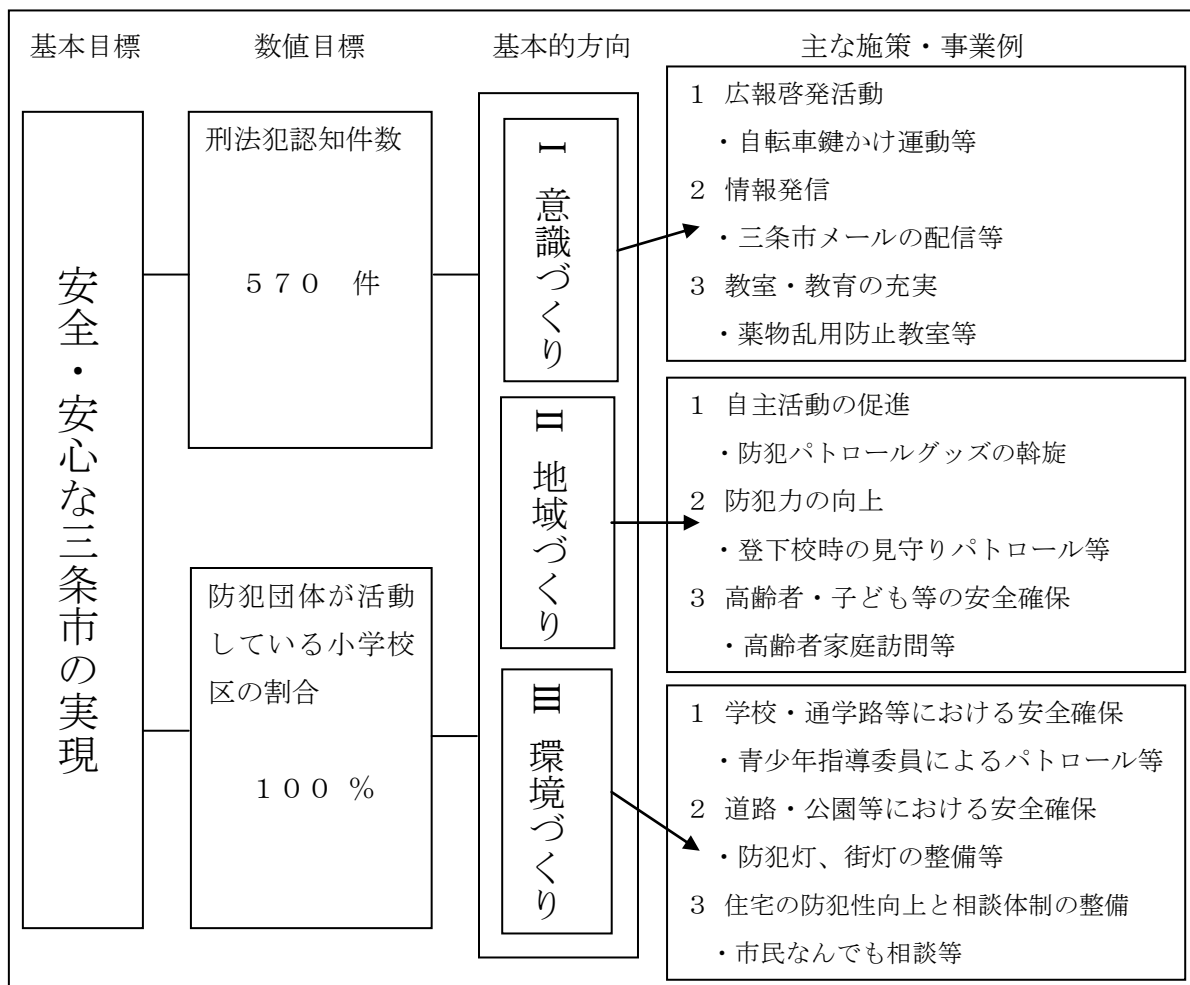
2 防犯団体が活動している小学校区の割合（概ね小学校区をカバーし、月2回以上、1回5人以上の活動であること）



(参考) 新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画（平成22年7月）  
重点目標：防犯団体が活動している小学校区 全小学校区の75%以上

### 第3節 施策の体系（基本的方向）

本計画の基本目標を達成するために、3つの基本的方向を掲げ、次のとおり施策の体系として整理し、個別具体的取組内容を定めて推進していきます。



## 第4章 具体的な事業

### 第1節 意識づくり

安全・安心な三条市の実現のためには、市民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚が重要であり、広報啓発活動等によりこれを推進していきます。

#### (1) 広報啓発活動

事業No. 事業名	I-1-① 自転車鍵かけ運動
事業主体	警察、防犯ボランティア、市（環境課）
参照条文	条例第10条
事業内容	毎月6と9のつく日をロックの日として指定し、定期的にJR駅前で鍵かけ等の呼びかけを行います。

事業No. 事業名	I-1-② スーパーにおける街頭啓発活動
事業主体	警察、防犯ボランティア、市（環境課）
参照条文	条例第10条
事業内容	振り込め詐欺等の前兆電話の発生時に、お客が集まるスーパーの街頭で振り込め詐欺防止の緊急街頭啓発を行います。

事業No. 事業名	I-1-③ 広報、ホームページへの掲載
事業主体	市（環境課）
参照条文	条例第10条
事業内容	広報さんじょうや市ホームページに防犯情報を掲載し、広く情報提供を行います。

(2) 情報発信

事業No. 事業名	I-2-① 三条市メール（防犯情報）の配信
事業主体	警察、市（環境課、小中一貫教育推進課、市民窓口課）
参照条文	条例第10条
事業内容	<p>不審者情報、強盗、特殊詐欺前兆電話、消費者トラブル等に対する注意喚起のメール配信を行い、犯罪の防止に努めます。</p> <p>また、メール配信は防犯情報を短時間で共有することができ、被害の拡大防止の面からも有効であることから、市の広報、HPでの紹介のほか、次の方法により利用者の拡大に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の携帯電話販売店の協力を得て、三条市メールのリーフレットを店頭設置し周知を図ります。</li> <li>・警察と連携して実施する街頭啓発において啓発物品とともに三条市メールのリーフレットを配布します。</li> <li>・商工会議所の協力を得て会報誌と併せて三条市メールのリーフレットを配布します。</li> <li>・警察が実施する防犯講話等において、新潟県警の「ひかるくん・ひかりちゃん安心メール」と併せて紹介してもらいます。</li> </ul>

事業No. 事業名	I-2-② 情報共有化の仕組みの構築、活用
事業主体	事業者団体、警察、市（環境課、高齢介護課、小中一貫教育推進課）
参照条文	条例第10条
事業内容	事業者団体、警察、市などがそれぞれ保有するシステム、ネットワークを効果的に利用し、防犯情報等を共有できる仕組みを構築します。また、その仕組みを活用し、効果的な防犯上の対策を講じます。

事業No. 事業名	I-2-③ 事業者への情報提供、意識啓発
事業主体	事業者団体、市（環境課）
参照条文	条例第10条
事業内容	事業者の防犯力を向上させるため、必要な防犯上の対策をとることができるよう商工会議所などの事業者団体を介して事業者へ情報の提供を行い、防犯意識の啓発を図ります。

事業No. 事業名	I-2-④ 防災無線を活用した犯罪被害防止緊急放送
事業主体	市（行政課、環境課）
参照条文	条例第10条
事業内容	市内で振り込め詐欺等の実害が発生するなど、事件の緊急性を要する場合に限り、防災無線を活用して、全市的な注意喚起を行います。

(3) 教室・教育の充実

事業No. 事業名	I-3-① 薬物乱用防止教室等の特別授業
事業主体	警察、市（小中一貫教育推進課）
参照条文	条例第13条
事業内容	警察や保健所等の職員を招いて、市立学校における薬物乱用防止や暴力団追放運動に関する特別授業を実施します。

事業No. 事業名	I-3-② 関係機関と連携した児童・生徒への指導
事業主体	警察、市（小中一貫教育推進課）
参照条文	条例第13条
事業内容	警察等関係機関と連携して、飲酒、喫煙、万引き、自転車盗等の犯罪行為の撲滅やいじめ、ネットトラブルの防止等に関する指導を実施します。

事業No. 事業名	I-3-③ 高齢者教室と連携した防犯講話
事業主体	警察、市（環境課）
参照条文	条例第12条
事業内容	交通安全の啓発を目的とした高齢者教室とタイアップして、高齢者が巻き込まれやすい振り込め詐欺等防止に関連した講話を行います。

---

## 第2節 地域づくり

---

地域の希薄化が進む中、犯罪の芽を摘む最も身近な監視役が地域であることから、地域の自主活動の促進等を図ります。

### (1) 自主活動の促進

事業No. 事業名	Ⅱ－1－① 防犯パトロールグッズの斡旋
事業主体	三条市防犯協会、市（環境課）
参照条文	条例第11条
事業内容	夏休み期間中の非行対策等を目的に地域が主体となつて行う防犯パトロールに資するグッズ（パトロールベスト、誘導棒等）の購入費用の補助を行い、パトロールの推進につなげていきます。

事業No. 事業名	Ⅱ－1－② 防犯協会負担金
事業主体	市（環境課）
参照条文	条例第11条
事業内容	自主的な防犯活動等を推進し、もつて市民生活の安定に寄与することを目的として事業を行う三条市防犯協会への財政支援を行います。



事業No. 事業名	Ⅱ－１－③ 自主防犯活動の活性化と防犯協会への加入促進
事業主体	防犯協会、自治会、市（環境課、地域経営課）
参照条文	条例第 11 条
事業内容	地域の自主的な防犯活動の活性化と、各自治会の三条市防犯協会への加入を促進するため、各地区の自治会総会などの場において防犯協会の活動等について情報提供を行います。

事業No. 事業名	Ⅱ－１－④ 防犯カメラの設置・運用に関する相談及び情報提供
事業主体	市（環境課、地域経営課）、警察
参照条文	条例第 11 条
事業内容	商店街、自治会等が主体となって防犯カメラの設置・運用を希望する場合に相談を受けるとともに、活用できる各種補助事業や設置・運用における留意点に関する情報提供を行います。

（２）防犯力の向上

事業No. 事業名	Ⅱ－２－① 登下校時の見守りパトロール
事業主体	自治会、防犯ボランティア、市（小中一貫教育推進課（小学校））
参照条文	条例第 12 条
事業内容	地域が主体となって、学校等と連携して学校の登下校時の見守りパトロールを、月 2 回以上、1 回 5 人以上、概ね小学校校区をカバーする形で実施します。

事業No. 事業名	Ⅱ－２－② 子ども１１０番の家
事業主体	警察、市（環境課、小中一貫教育推進課）
参照条文	条例第12条
事業内容	犯罪から子どもを守るため、事業者、民家が緊急時の子どもの避難先として子どもを保護し、警察等関係機関への連絡を行います。

事業No. 事業名	Ⅱ－２－③ 地域安全マップづくり講習会
事業主体	市（環境課）、小中一貫教育推進課
参照条文	条例第11条
事業内容	講習会を通じ、子ども自身の危険予測や回避能力を高めるとともに、作成したマップを地域内で活用するなど、大人と子どもの関わりの中で地域の防犯力の向上を目指します。

### （３）高齢者・子ども等の安全確保

事業No. 事業名	Ⅱ－３－① 高齢者家庭訪問
事業主体	警察、市（環境課）
参照条文	条例第12条
事業内容	高齢者の交通安全の意識啓発を目的として実施している家庭訪問の際に、高齢者が被害に遭う可能性の高い振り込め詐欺等の防止のためのチラシ配布等を併せて実施します。

事業No. 事業名	Ⅱ－３－② 高齢者への情報提供
事業主体	市（高齢介護課）、地域包括支援センター
参照条文	条例第12条
事業内容	高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターや市において、高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、防犯チラシの配布や注意喚起を行い、高齢者の防犯意識の啓発を図ります。

事業No. 事業名	Ⅱ－３－③ 地域見守りサービス事業（「元気らかね」声かけ活動）の拡大
事業主体	自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会、市（高齢介護課）
参照条文	条例第12条
事業内容	一人暮らし高齢者などが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民などが声かけ訪問員となって、声かけや巡回などを行う、「元気らかね」声かけ活動の対象地域を拡大します。

事業No. 事業名	Ⅱ－３－④ 不審者情報の共有化
事業主体	警察、市（環境課、子育て支援課、小中一貫教育推進課）
参照条文	条例第11条
事業内容	不審者（声かけ）、子どもの未帰宅事案等について、関係機関と情報を共有し、必要に応じ三条市メールの配信や他の関係機関への連絡などを行います。

---

---

## 第3節 環境づくり

---

---

ハード面、ソフト面から、犯罪が起こりにくいまちづくりのための環境整備を進め、安全の確保に努めます。

### (1) 学校・通学路・駅周辺等における安全確保

事業No. 事業名	Ⅲ-1-① 青少年指導委員によるパトロール
事業主体	市（子育て支援課（青少年育成センター））
参照条文	条例第10条
事業内容	児童、生徒等青少年の非行防止のため、朝、昼の登下校時間帯、夕方、夜に、通学路やJR駅、商業施設等において、青色回転灯積載車や徒歩によるパトロールを行います。

事業No. 事業名	Ⅲ-1-② 敷地内パトロール
事業主体	市（子育て支援課（青少年育成センター））
参照条文	条例第12条
事業内容	青少年指導委員が、市内の小学校、中学校及び高等学校の敷地内巡視を行います。

事業No. 事業名	Ⅲ－１－③ 市職員による青色回転灯パトロール
事業主体	警察、市（関係各課）
参照条文	条例第10条
事業内容	青色回転灯パトロール実施者養成講座を受講して資格者証を交付された職員が、指定車両で庁外を移動する際に、回転灯を点灯して地域パトロールを実施します。

（２）道路・公園等における安全確保

事業No. 事業名	Ⅲ－２－① 防犯灯、街灯の整備
事業主体	市（建設課）
参照条文	条例第14条
事業内容	市道における一定照度を確保するため、防犯灯、街灯の整備を進めます。

事業No. 事業名	Ⅲ－２－② 公園の整備
事業主体	市（建設課）
参照条文	条例第14条
事業内容	市で管理する公園について、植栽や遊具等による死角を作らず見通しの良い配置に努めるとともに、公園灯の設置、雑草の除去等防犯上必要な管理を実施します。

事業No. 事業名	Ⅲ－２－③ 自動車駐車場及び自転車駐車場の管理
事業主体	市（環境課）
参照条文	条例第14条
事業内容	<p>市で管理する自動車駐車場について、必要な照度を確保するための照明設備を設置します。</p> <p>また、市で管理する自転車駐車場において、犯罪の温床となる可能性のある放置自転車の定期的な確認、撤収等を行い、駐車場利用率が概ね90%以上となるよう措置を講じます。</p>

事業No. 事業名	Ⅲ－２－④ 空き家等の適正管理
事業主体	市（環境課）
参照条文	条例第8条
事業内容	<p>管理不全の空き家や空き地は防犯上の死角となりやすいことから、「三条市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、該当物件に関する情報を収集するとともに実態調査等により状況把握を行います。その上で所有者等に対し適正な措置を講ずるよう、助言、指導等を行います。</p>

(3) 住宅の防犯性向上と相談体制の整備

事業No. 事業名	Ⅲ－３－① 住宅等の防犯対策チラシの設置
事業主体	市（環境課）
参照条文	条例第10条
事業内容	新潟県作成の「住宅・開口部の防犯対策」のチラシを窓口に設置し、住宅における防犯性向上のための広報を行います。

事業No. 事業名	Ⅲ－３－② 市民なんでも相談
事業主体	市（市民窓口課）
参照条文	条例第15条
事業内容	<p>日常の心配ごとや悩みごとに関する相談をはじめ、悪質商法や振り込め詐欺の被害についても相談を受け、相談員による助言や適切な相談窓口の紹介を行います。</p> <p>また、関係機関と連携し悪質商法や振り込め詐欺被害の防止に向けた情報提供、啓発活動を行います。</p>

事業No. 事業名	Ⅲ－３－③ 相談体制の整備
事業主体	警察、市（市民窓口課）
参照条文	条例第15条
事業内容	警察署に設置されている「署相談室」との連携を図り、相談内容別の専門相談機関を紹介します。

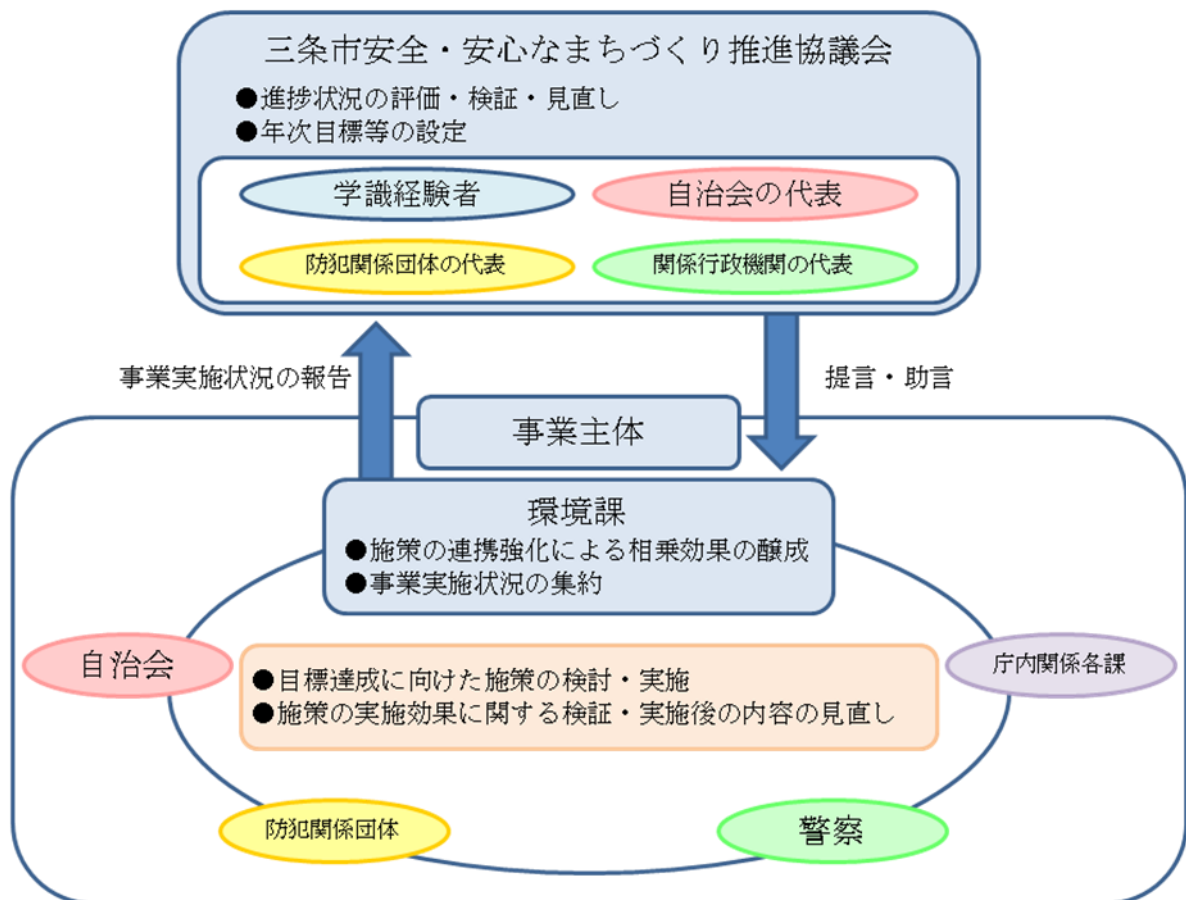
# 第5章 計画の推進体制

## 第1節 計画の推進体制

本計画における各種施策を確実に推進して本計画に掲げる数値目標を達成するため、警察、自治会、防犯関係団体等と十分に連携をとりながら取組を進めます。

また、本計画の実施状況については、学識経験者、自治会の代表者及び防犯関係団体の代表者等から構成される「三条市安全・安心なまちづくり推進協議会」において管理します。推進協議会では、取組の進捗状況について評価、検証及び計画の見直しを行うとともに、目標達成に向けた年次目標等の設定を行い、計画の着実な推進を図ります。

【推進体制のイメージ図】





---

---

## 第2節 環境課の役割

---

---

環境課は、事業主体の一つとして事業を実施するとともに、他の事業の実施状況及び数値目標の達成状況を集約して推進協議会に報告します。

また、関係機関の連携強化による相乗効果及び活動の促進を図るため、推進協議会の提言等について事業主体間での共有に努めます。事業の実施状況及び数値目標の達成状況については、市のホームページなどで公表します。

---

---

## 第3節 市民、事業者、各種団体、関係機関等との連携・協力

---

---

本計画を着実に推進し、安全・安心な三条市を実現するためには、警察、自治会、防犯関係団体等の主体的な取組が必要不可欠です。加えて、現に防犯活動に携わっている人々だけでなく、市民全体が防犯に対する意識を持ち、安全・安心なまちづくりに積極的に関わっていくことが重要です。

そこで、警察、自治会、防犯関係団体に加え、市民、事業者とも相互に連携を図りながら条例に規定する役割をそれぞれが果たすことにより、協力して計画を推進していくものとします。

## 参考資料

- 1 三条市安全・安心なまちづくり条例
- 2 三条市安全・安心なまちづくり推進計画検討委員会設置要領

○三条市安全・安心なまちづくり条例

平成25年3月26日

条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくり（以下「安全・安心なまちづくり」という。）について、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、安全・安心なまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、安全・安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民が安全に安心して暮らすことができる三条市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民、自治会等、事業者及び土地所有者等をいう。
- (2) 自治会等 自治会、防犯関係団体その他市内で安全・安心なまちづくりに関する活動を行う団体をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。
- (4) 土地所有者等 市内に存する土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 学校等 幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他の学校及び保育所その他の児童福祉施設をいう。

(基本理念)

第3条 安全・安心なまちづくりは、市及び市民等が、それぞれの役割についての相互理解の下に連携し、及び協力して、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- (1) 自らの安全は自ら守るという市民の防犯意識の高揚を図ること。
- (2) お互いが支え合う地域社会の形成を図ること。
- (3) 警察、防犯協会その他の関係機関（以下「警察等」という。）との連携体制を強化し、安全確保のための環境整備を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、県及び警察等との連絡調整を緊密に行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、互いに協力して市、自治会等及び事業者と連携して防犯活動に取り組み、安全・安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり、市、市民及び事業者と連携して地域の実情に応じた自主的な防犯活動に取り組み、安全・安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 自治会等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、市、市民及び自治会等と連携して、安全・安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の役割)

第8条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物において犯罪の防止に配慮した環境を確保するよう努めるものとする。

2 土地所有者等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進計画の策定等)

第9条 市長は、安全・安心なまちづくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三条市安全・安心なまちづくり推進計画を策定するものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、安全・安心なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(市民等の自主的な活動の促進)

第11条 市は、市民等が行う安全・安心なまちづくりのためのパトロール、防犯講習会、通学路安全点検その他安全・安心なまちづくりに関する自主的な活動を促進し、これらの活動が継続的かつ効果的に行われるよう、情報の提供、指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(防犯上の配慮を要する者の安全確保)

第12条 市は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等設置管理者」という。）及び市民等と連携し、乳幼児、児童及び生徒（以下「子ども」という。）、高齢者その他防犯上の配慮を要する者が犯罪による被害を受けないようにするため、安全確保に必要な措置を講ずるものとする。

(防犯教育の充実)

第13条 市は、学校等設置管理者及び市民等と連携し、子どもが犯罪による被害を受けないための教育及び犯罪を起こさないための教育の充実を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪防止に配慮した道路等の普及)

第14条 市は、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場のうち市が設置し、又は管理するものについて、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めるものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第15条 市は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、国、他の地方公共団体等と連携し、情報の提供その他犯罪被害者等を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、安全・安心なまちづくりに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 三条市安全・安心なまちづくり推進計画検討委員会設置要領

### (設置)

第1条 三条市安全・安心なまちづくり条例（平成25年三条市条例第4号）第9条に規定する三条市安全・安心なまちづくり推進計画（以下「計画」という。）の策定に係る検討を行うため、三条市安全・安心なまちづくり推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治会の代表者
- (3) 防犯関係団体等の代表者
- (4) 警察署の代表者
- (5) 市の関係課等の代表者

### (任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までとする。

### (委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部環境課において処理する。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

## 三条市安全・安心なまちづくり推進計画

平成 25 年 12 月策定

【発行】 三条市市民部環境課環境政策係

〒955-8686 新潟県三条市旭町二丁目 3 番 1 号

T E L 0256-34-5511 (代表)

F A X 0256-32-6615

E-mail [kankyo@city.sanjo.niigata.jp](mailto:kankyo@city.sanjo.niigata.jp)